

2025年12月26日
上野都市ガス株式会社

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に伴う都市ガス料金の値引きについて

上野都市ガス株式会社は、経済産業省資源エネルギー庁の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」（以下、「本事業」）※に参画します。

本事業※は、2025年11月に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に盛り込まれた物価高騰対策です。本事業の対象となるお客さまの都市ガス料金を、2026年2月検針分より軽減します。また、実際に適用される調整単位料金は、検針票等に記載します。

※本事業については、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。

(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>)

お客さまの手続きは不要です。対象期間中は、自動的に料金を値引きいたします。

(1) 都市ガス料金の支援内容

支援対象	都市ガスをご使用のお客さま
支援単価 (税込)	2026年2月～3月検針分(2026年1月～2月使用分) : 18.0 円/m ³ 2026年4月検針分(2026年3月使用分) : 6.0 円/m ³

例) 2026年2月検針分(2026年1月使用分)は、2026年1月検針日の翌日～2026年2月検針日」の間の使用量です。

(注) 本事業の実施に伴い、ガス小売供給約款の一部を変更しております。

(2) 支援期間中のガス料金の計算方法

当社のガス料金は、毎月、都市ガスの原料となる液化天然ガス(LNG)等の価格変動を反映させる原料費調整制度にもとづき、基準単位料金を加減算しています。

支援期間中は、通常算定される調整単位料金から、支援単価を控除したものを調整単位料金とし、当該調整単位料金を用いてガス料金を算定いたします。

実際に適用される各月の調整単位料金は、検針票または当社ホームページでご確認いただけます。

<お問合せ先>

上野都市ガス株式会社 業務部

電話 : 0595-21-3611 (代表) 受付時間 : 平日 9:00～17:00